広報かどま８（2026）年 10 月号

「〇〇Pay で返金する！」は詐欺です！

（事例）スポーツブランドのスニーカーが、４０％引きで販売されているサイトを見つけ、指定の口座に代金 6,000 円を振り込んだ。1 週間後、販売サイトから「欠品しているので返金します。当サイト公式ＬＩＮＥに登録してください」とメールが届いた。登録後「〇〇Pay で返金する」というメッセージと共に送られてきたＵＲＬを開くと〇〇Pay の画面が表示された。ＬＩＮＥ電話で返金方法の案内があり、指示通りに操作をして返金手続きをした。数日たっても返金されず、決済履歴を見てみると、なぜか１８９，０００円が送金されていた。

（アドバイス）キャッシュレス決済を悪用した詐欺の手口です。返金手続きのための操作だと思わせて送金金額を自ら入力させるよう誘導し、言葉巧みに「送金」ボタンを押させます。ネット通販で注文後に「欠品（在庫がない）している」のメールの後、ＬＩＮＥに登録するよう誘導され、〇〇Ｐａｙで返金すると言われたら、それは詐欺です。支払った代金が返金されることはないので対応せず無視しましょう。

問合先
門真市消費生活センター
06-6902-7249